

四日市市告示第 77 号

障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日

四日市市長 森 智 広

障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱の一部を改正する要綱
障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（平成 15 年四日市市告示第 253 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市内の本店等において、<u>次条の申請の日から遡って 1 年間の障害者雇用率（各月の初日に雇用している障害者の数を合計した数を同日に雇用している者の数を合計した数で除して得た率（0.1 パーセント未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）をいう。）が障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和 35 年政令第 292 号）に規定する障害者雇用率以上であること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 この要綱において「障害者雇用促進企業」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 市内の本店等において、<u>第 4 条第 1 項に規定する申請の日から遡って 1 年間の障害者雇用率（各月の初日に雇用している障害者の数を合計した数を同日に雇用している者の数を合計した数で除して得た率（0.1 パーセント未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）をいう。）が 2.3 パーセント以上であること。</u></p> <p>3 (略)</p>

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

障害者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

四日市市長

申請者 所在地
会社名
代表者

障害者雇用促進企業の登録を受けたいので、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱第3条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録年度	年度	
2 業種分類 (いずれかに○印)	卸売業・小売業・サービス業・製造業等 その他 ()	
3 資本金	千円	
4 雇用状況 (障害者雇用状況計算書 (第2号様式) の集計)		
(1) 常用労働者数	人	※第2号様式 (A)
(2) 障害者雇用数	人	※第2号様式 (B)
(3) 障害者雇用率	%	$(2) \div (1) \times 100$

※ 障害者雇用状況計算書 (第2号様式 新規申請用または継続申請用) を添付すること

障害者雇用状況計算書(新規申請用)

①会社・支店等名	
②所在地	

③障害者雇用状況算定年月 (申請日の属する月から過去1年間。)	④常用労働者数 (人) (短時間労働者は除く)	⑤短時間労働者数 (人)	⑥常用雇用労働者数の総数 (人) ④+⑤×1/2	障害者の雇用状況						⑩合計 (人) (7)×2 +(i)+(j) +(k)+(l) ×1/2
				⑦常用雇用障害者数 (人) (短時間労働者は除く)		⑧短時間雇用障害者数 (人)			⑨特定短時間雇用障害者数 (人)	
				(7) 重度身体障害者、重度知的障害者	(i) (7)以外の重度身体障害者、重度知的障害者	(7) 重度身体障害者、重度知的障害者	(k) 一定の要件を持たず精神障害者	(l) (7)以外の身体障害者・知的障害者	(h) 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者	
令和 年	1月									
	2月									
	3月									
	4月									
	5月									
	6月									
	7月									
	8月									
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
合計				(A)						(B)

障害者雇用状況計算書(継続申請用)

①会社・支店等名	
②所在地	

③障害者雇用状況算定年月	④常用労働者数 (人) (短時間労働者は除く)	⑤短時間労働者数 (人)	⑥常用雇用労働者数の総数 (人) ④+⑤×1/2	障害者の雇用状況							⑩合計 (人) (7)×2 +(イ)+(ウ) +(エ)+(オ+カ)×1/2
				⑦常用雇用障害者数 (人) (短時間労働者は除く)		⑧短時間雇用障害者数 (人)			⑨特定短時間雇用障害者数 (人)		
				(7) 重度身体障害者、重度知的障害者	(イ) (7)以外の重度身体障害者、重度知的障害者	(ウ) 重度身体障害者、重度知的障害者	(エ) 一定の要件を持たず精神障害者	(オ) (7)以外の身体障害者・知的障害者	(カ) 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者		
令和 年	1月										
	2月										
	3月										
	4月										
	5月										
	6月										
	7月										
	8月										
	9月										
	10月										
	11月										
	12月										
合計				(A)							(B)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和3年四日市市告示第182号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱（昭和61年四日市市告示第97号）	(略)	
四日市市広告掲載要綱（平成18年四日市市告示第382号）	(略)	
(略)		

改正前		
(押印の省略)		
第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市職員に対する暴力行	(略)	

<p>為等の対策に関する要綱（昭和61年四日市市告示第97号）</p>		
<p><u>障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱（平成15年四日市市告示第253号）</u></p>	<p><u>第1号様式</u></p>	
<p>四日市市広告掲載要綱（平成18年四日市市告示第382号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>		

（総務部調達契約課）